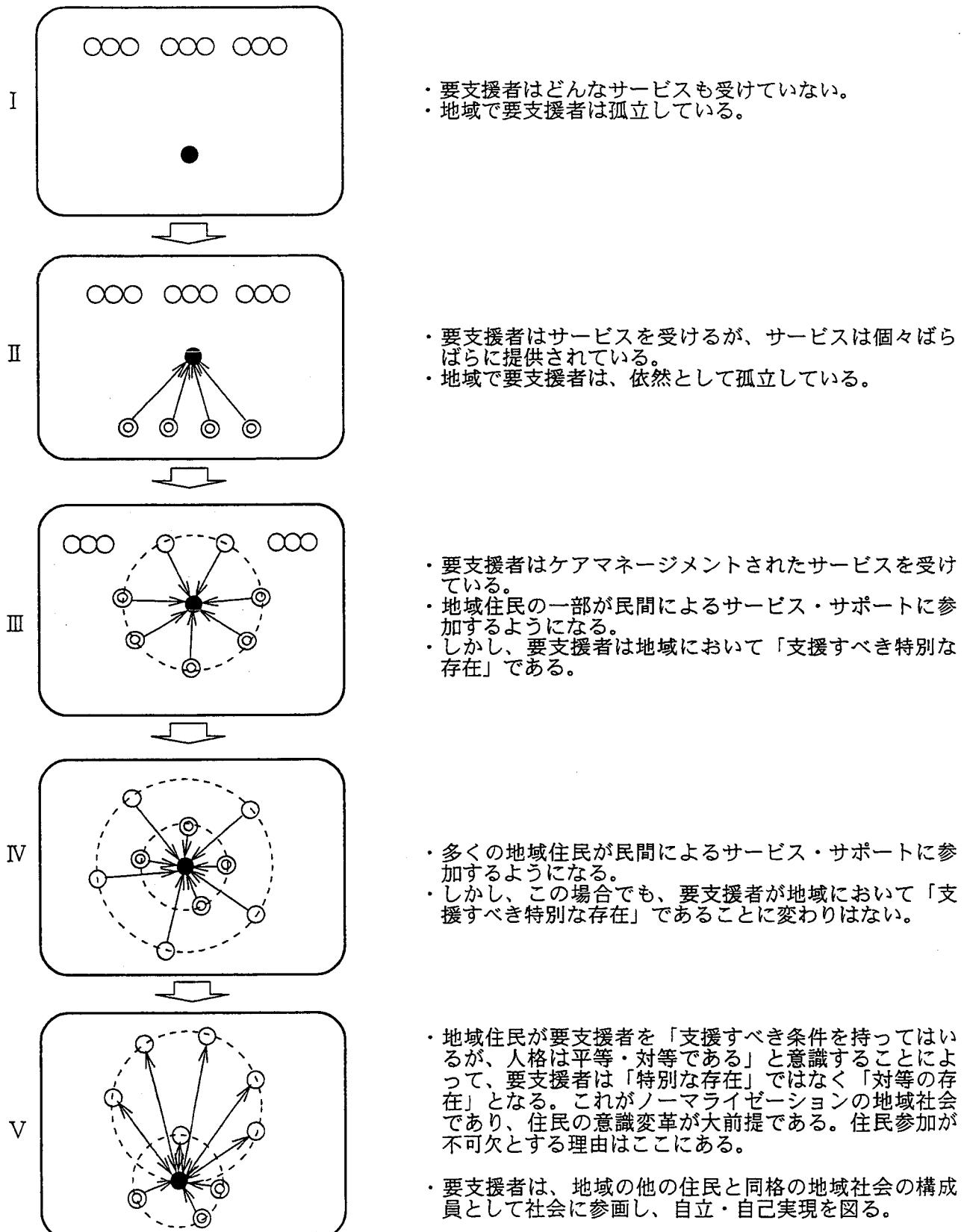
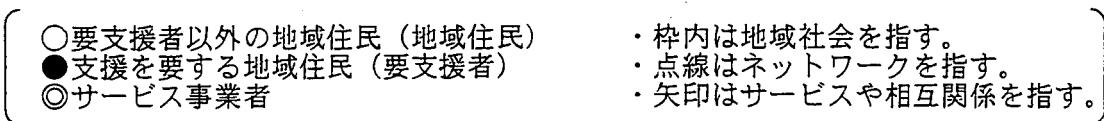


地域福祉推進と住民参加



別紙2

地域福祉計画策定手順（策定委員会と住民等との協働関係）

段階	委員会	課題	市町村レベル	小地域レベル	
			策定委員会の役割	地域福祉推進役の役割	地域福祉推進役による住民等に対する直接的働きかけ
第一段階 地域福祉計画策定委員会	住民等自身による課題の把握	準備段階	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定の趣旨の確認と合意 ・地域福祉推進役の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域における地域福祉推進役の選定 ・地域福祉計画策定の広報 <p>・行政や社協が保有する生活課題とサービスについての情報の策定委員会への提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進役の会議・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定の意義の共有
		手順①	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の自主的協働活動を必要とする生活課題の存在を確かめ、その実態を把握するための各種調査活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査活動の企画（目的・実施方法の検討・決定） ・地域住民自身による生活課題発見のため、地域住民が調査に参加する方策の検討 ・調査結果の取りまとめ・分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査活動の目的と方法を理解 ・調査結果の策定委員会への報告 ・小地域における人づくり
	地域福祉計画策定	手順②	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に、調査の結果明らかになった地域における生活課題を周知し、解決活動への動機づけを行うための広報 ・教育活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な広報・教育活動の実施方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域における効果的な諸広報・教育活動の企画 <p>・文書 ・集会 ・視聴覚 ・その他</p>
		手順③	<ul style="list-style-type: none"> ・前の段階で明らかにされ、住民が解決したいと考えるようになった生活課題の中から、計画に位置付ける解決活動の課題を決定するよう援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に位置付ける生活課題の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・右欄の各種活動の結果を報告し、課題に位置付ける解決活動の課題を策定委員会に報告
		手順④	<ul style="list-style-type: none"> ・取り上げられた課題に関係を持つ人達を選び出し、活動に組み入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題別に候補の団体機関・個人を選び出し、また必要な下部組織や、計画と活動のための体制案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進役のメンバーができるだけ役割分担して、計画策定に参加するように働きかける
		手順⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の目標の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「何を実現しようとするのか」を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等が目的解決のためにそれぞれ何をどのように行うかを働きかける
		手順⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の策定 ・地域福祉計画評価方法の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に何を、どこが（誰が）、いつまでに、どのようにやるかを決める ・計画評価方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に加えて、予想される計画策定上の障害や問題点を指摘しつつ、任務分担、時期、その他について討議を行い、解決活動を起こすよう援助 ・評価方法の周知
	計画の実施 評価・委員会	手順⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画実施状況の点検 ・計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける
		手順⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の協力活動の体制がどのくらい高まったか、福祉水準がどのくらい高まったかを評価、必要な見直しを提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、効果測定のための調査を行い、評価の結果を、地域社会に知らせ、次の活動への動機づけの一助とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・右欄の調査結果及び全般的な状況について検討がなされ、適切な評価が行われるように援助 ・評価のための調査活動への参加・協力を求める

1 地域福祉の推進について

国民生活の安心と幸せを実現するためには、公的サービスの充実はもちろんのこと、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進が極めて重要であり、都道府県、指定都市及び中核市においては、今後、次のような取組みを通じて地域福祉の総合的な推進を図る必要がある。

（1）地域福祉計画について

ア 地域福祉計画は、住民の主体的な参加により、地域における生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供する体制を計画的に整備するものであり、地域福祉の推進にとって大きな柱となるものである。

その際には、コミュニティ（日常生活圏域）単位の小地域において、住民自身が座談会等をとおして地域の生活上の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を検討する手法を基本とし、地域福祉計画が策定されることが重要である。このような策定過程を通して、住民が自らの地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合うような人と人との関係づくりを進めることが期待されるものである。

また、そのような住民参加の取組を行う際には、障害のある方々が有する問題、外国籍の人々が有する問題、同和問題その他地域社会で生じている様々な社会問題についても、生活上の課題が地域住民によって広く共有されるよう、その汲み上げに向けた配慮が必要である。

都道府県においては、地域福祉計画策定ガイドライン及び地域福祉支援計画を策定するとともに、管内市町村において、住民の主体的な参加により地域福祉計画が策定されるよう支援願いたい。

（参考）平成 15 年 6 月末における策定状況

市町村地域福祉計画

平成 15 年度末までに策定予定（策定済みを含む） 322 か所 (10.4%)

平成16年度以降に策定予定	1,130か所(36.6%)
策定予定の合計	1,452か所(47.0%)

都道府県地域福祉支援計画

平成15年度末までに策定予定(策定済みを含む)	25か所(53.2%)
平成16年度以降に策定予定	11か所(23.4%)
策定予定の合計	36か所(76.6%)

※ ()書きは、それぞれ市町村・都道府県の全体に占める割合

イ 昨年11月に行った「地域福祉計画の策定未定の要因に関する調査」結果によると、地域福祉計画について策定未定としている市町村のうち、3／4以上の市町村が、策定未定の要因として「市町村合併の予定がある」ことをあげている。

しかしながら、地域福祉計画は、上述のとおり、コミュニティ単位の小地域における取組が基盤であり、こうしたコミュニティは合併においても変わらないこと、また、合併後も地域性を失わず地域福祉をすすめる上でもコミュニティのまとまりがよいことは有効であると考えられる。

このため、都道府県においては、合併を控えている市町村においても、合併を控えているので計画を策定しないのではなく、まず住民に身近な地域の生活上の課題を住民自らが明らかにする過程から取り組まれるよう支援願いたい。

ウ なお、次により、市町村及び都道府県の計画策定を支援することとしているので、ご了知願いたい。

① 地域福祉計画策定に係る取組みを広く共有するため、厚生労働省ホームページに「地域福祉計画」に関する項目を設けている。

については、厚生労働省ホームページに積極的にアクセスいただき、計画策定の参考とされるよう、よろしくお願ひしたい。特に都道府県においては、管内市町村に対し、厚生労働省ホームページの積極的な活用について周知願いたい。

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)

1 全国の市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況について（平成15年6月末現在の状況調査結果）

（1） 市町村地域福祉計画

① 市町村数 3,087 (長野県内の120市町村を除く)

② 市町村地域福祉計画策定委員会の設置について

	市町村数	割合 (%)
ア 13年度以前に設置	98	3.2
イ 14年度に設置	129	4.2
ウ 15年度に設置予定	307	9.9
エ 16年度以降に設置予定	821	26.6
設置と設置予定の合計	1,355	43.9

③ 市町村地域福祉計画の策定について

	市町村数	割合 (%)
ア 14年度に策定 (13年度以前の策定を含む)	128	4.1
イ 15年度に策定予定	194	6.3
ウ 16年度に策定予定	348	11.3
エ 17年度以降に策定予定	782	25.3
策定と策定予定の合計	1,452	47.0

(2) 都道府県地域福祉支援計画

- ① 都道府県数 47
- ② 都道府県地域福祉支援計画策定委員会の設置について

	都道府県数	割合 (%)
ア 13年度以前に設置	8	17.0
イ 14年度に設置	16	34.0
ウ 15年度に設置予定	7	14.9
エ 16年度以降に設置予定	7	14.9
設置と設置予定の合計	38	80.9

- ③ 市町村地域福祉計画策定ガイドラインの策定について

	都道府県数	割合 (%)
ア 13年度以前に策定	2	4.3
イ 14年度に策定	24	51.1
ウ 15年度に策定予定	18	38.3
エ 16年度以降に策定予定	0	0.0
策定と策定予定の合計	44	93.6

- ④ 都道府県地域福祉支援計画の策定について

	都道府県数	割合 (%)
ア 14年度に策定(13年度以前の策定を含む)	8	17.0
イ 15年度に策定予定	17	36.2
ウ 16年度に策定予定	7	14.9
エ 17年度以降に策定予定	4	8.5
策定と策定予定の合計	36	76.6

2 地域福祉計画の策定未定の要因

- 地域福祉計画について、「策定未定」としている市町村を対象に調査を実施。(平成15年11月調査)

「策定未定」としている市町村数 1,602

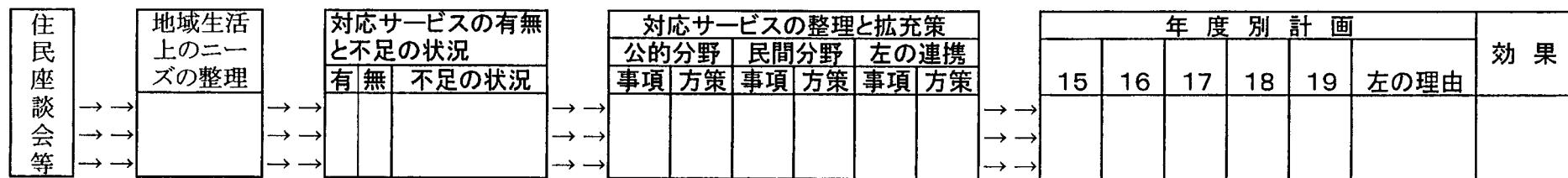
策定未定の要因	回答数 (A)	全体に占める割合 (A) / 1,602
1. 計画の策定方法がわからない	62	3.9 (%)
2. 計画の策定や実施のための財源がない	350	21.8 (%)
3. 策定のための組織体制が整っていない	479	29.9 (%)
4. 他業務より優先順位が低い	250	15.6 (%)
5. 市町村合併の予定がある	1,224	76.4 (%)
6. 都道府県のガイドラインをみてから考える	156	9.7 (%)
7. 近隣市町村が策定する予定がない	139	8.7 (%)
8. 既に地域福祉計画を内包する総合計画等を策定している	158	9.9 (%)
9. 策定するメリットがない	149	9.3 (%)
10. 策定するまでもなく、地域福祉の推進が図られている	81	5.1 (%)
11. その他	31	1.9 (%)

※ 市町村からの回答は複数回答によるものです。

計画策定プロセス（例：小地域座談会形式の場合）

	計画策定委員会	事務局（市町村・社協）	小地域レベルの活動	地域福祉推進役
準備段階		<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内体制の検討、設置（部局横断プロジェクトチーム） ・ 計画策定の趣旨の確認と合意 ・ 計画策定のスケジュールの確定 ・ 計画策定委員会への報告事項、依頼事項の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内の各種データ ・ 管内のサービス関係機関・団体等の活動状況 ・ 地域福祉推進役の役割 ・ その他 ・ 地域福祉推進役の依頼、研修 ・ 計画策定委員会委員の公募（住民） 		
地域づくりの段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定委員会の開催（適宜） ・ 計画策定方針（プロセス）の決定 ・ 住民の主体的、具体的活動方策の検討 ・ 座談会開催、参加（隨時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定委員会の設置 ・ 計画策定方針（プロセス）の広報 ・ 計画策定への住民参加の広報 ・ 座談会開催の広報 ・ 座談会の開催と参加（隨時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座談会の開催（隨時） <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定意義 ・ 座談会のあり方（座談会の進め方、座談会での役割分担等の話し合い） ・ 生活課題の発見、その解決策の話し合い ・ ニーズ調査の要否の検討、必要な場合の方法、項目の話し合い ・ 地域の実情把握と情報収集、サービス事業者訪問等 ・ その他 ・ 話し合いのまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進役の役割、業務 ・ 推進役同士の意見交換 ・ 座談会のあり方の検討 ・ その他 ・ 住民へ計画策定参加の促し
調査と計画化の段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小地域レベルでの意見を集積、ニーズの明確化 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定委員会への話し合い結果の報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の実施、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の設計、分析手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査、分析への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への調査参加の促し
		調査結果の広報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果の報告とさらなる話し合いの促し
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見の集約 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果について話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定委員会への話し合い結果の報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明らかになったニーズ ・ 解決する仕組み（公私の役割分担） ・ 計画評価の方法 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案についての話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の報告とさらなる話し合いの促し
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見の集約 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 話し合いのまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定委員会への話し合い結果の報告
まとめの段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の再検討を踏まえた計画のとりまとめ、公表 			

地域福祉計画書の構造と具体例(粗案)



具体例

I 住民座談会等

- 1 地域ニーズの整理のための当初の住民座談会等は、小学校区単位で4回開催する。その後のモニタリングや評価、情報のフィードバックなどのための座談会等は毎年3回の頻度で実施する。
- 2 座談会等の主催は社協が行い主に民生・児童委員が中心となり住民に参加を呼びかける。
- 3 座談会等の開催に当たっては、計画策定委員会があらかじめ定めた「会議の進め方のルール」を皆で確認してから進める。
- 4 座談会の司会や書記、報告書作成者は住民の中から選出する。
- 5 行政職員や議員は一住民の立場で参加し共に議論する。
- 6 資料等を提示する場合には、中学生から理解できるよう文書の書き方などについて中学校の教諭の事前チェックを受ける。

II 地域における生活上の諸課題の明確化と現実的な解決目標、解決方策の検討、解決達成年度の決定等

- 1 地域における生活上お諸課題の整理明確化
(例)地域と交流のない、一人暮らし老人、老夫婦のみの世帯の計50件については安否など様子がわからず心配だし困る。
- 2 対応するサービスの有無等
(例)在宅介護支援センターが毎日モーニングコールをして安否確認することになっているが、手が足りず実施しているのは10件程度
- 3 対応するサービスの整理と拡充策
(例)在宅介護支援センター(公的サービス)にのみ頼むのは限界があるし、仮に50件実施されたとしても、近隣住民には情報がこないので近隣の心配は変わらない。むしろ、センターにモーニングコールのみを担当するボランティアを4人(輪番2人体制)配置して50件すべての安否確認をする。その結果、安否が心配されるケースについてはセンターのソーシャルワーカーに通報し、ソーシャルワーカーから近隣の協力員に訪問安否確認を依頼する仕組みにする。このため、センターと民生委員などによる協力員の組織化を行う。協力員は近隣住民にも呼びかけ日常的な声かけも行う。こうした支援を拒否するケースについては、センターのソーシャルワーカーがケースワークする一方、協力員も声かけなどに努め、適宜センターに様子を連絡する。
- 4 年度別計画
(例)支援を拒否するケースを除き15年度末までには、4人のボランティアを確保し体制を整えることができるので、16年度から実施する。支援拒否ケースについてはセンターのソーシャルワーカーがねばり強くケースワークし納得を得るように努める。
- 5 効果
(例)一人暮らし老人や老夫婦のみの世帯に生活上の安心を得られる。協力員や近隣住民に老人世帯に対する関心が深まり、老人世帯を中心とした小地域の連帯感が生じる。センターが住民の協力でより多くの用法を得ることができ、緊急対応の円滑化にもつながる。

(6) 第 3 期介護保険事業（支援）計画等について

ア 第 3 期介護保険事業（支援）計画等の基本的考え方について

介護保険制度の見直しについて、先般、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられたところであり、その中で①介護予防の推進、②痴呆ケアの推進、③地域ケアへの展開が新たな高齢者保健福祉施策の方向として掲げられている。

これを踏まえ、今後、介護保険制度の見直しを具体化していくこととなるが、第 3 期介護保険事業（支援）計画等の作成に当たっては、新たに次のような事項を盛り込む必要がある。

(ア) 市町村介護保険事業計画

①介護予防の推進に関する事項

a 介護予防拠点の整備

b 新予防給付および市町村事業の実施に関する事項

②生活圏域の設定及び生活圏域ごとのサービス見込量

③地域密着型サービスの整備に関する事項

④地域包括支援センター（仮称）の設置に関する事項

(イ) 都道府県介護保険事業支援計画

①専門性の向上及び人材の確保

②情報開示の標準化事業の実施

イ 第 3 期介護保険事業（支援）計画等の今後のスケジュールについて

現時点で想定される介護保険事業（支援）計画等の作成に関する国のスケジュールは、次のとおりである。

時 期	事 項
平成 16 年度	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活圏域の設定及び介護保険事業の運営状況の分析 ・評価のモデル例の提示
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・参酌標準の基本的考え方の提示
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業（支援）計画作成の基本的考え方を提示
2月	<ul style="list-style-type: none"> <u>・介護保険法等の改正法案国会提出（予定）</u>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <u>・17年度予算成立</u>
平成 17 年度	
法案成立後	<ul style="list-style-type: none"> ・基本指針の一部改正（告示）

ウ 第3期介護保険事業計画作成に当たって、市町村で必要となる作業の周知徹底

市町村が第3期介護保険事業計画（以下、「第3期事業計画」という。）を作成するに当たっては、介護保険制度の見直しを踏まえた内容となるため、第2期介護保険事業計画の作成時に行つた作業とは異なる作業が必要となると考えられる。

現時点においては、例えば以下のような作業が必要となると想定されるので、市町村に対して周知徹底を図るとともに、適切な助言等をお願いしたい。

(ア) 介護保険事業の運営状況の分析、評価

事業計画作成の前提条件として、介護保険事業の運営状況の分析と評価を行うことが必要である。このため、市町村全域及び生活圏域における介護保険サービスの利用実態及び給付費の現状を把握し、分析評価することが必要である。

なお、その際、既に分析結果も含めて各市町村に配布している「介護政策評価支援システム」の活用も考慮されたい。

(イ) 生活圏域の設定

第3期事業計画は、住み慣れた地域でのサービス利用を可能とする観点から、市町村内をいくつかに区分した「生活圏域」を基本として定めが必要である。

「生活圏域」は、小学校区、中学校区、旧行政区、独自の考え方により設定する圏域など、市町村の面積、人口、地域の特性などを踏まえた様々な設定方法が考えられる。

「生活圏域」の設定については、10月に開催する全国介護保険担当課長会議において具体例をお示しすることとしており、各市町村では、それも参考にしながら、地域特性を踏まえた生活圏域を設定することとなる。

(ウ) 要介護認定者数等及び各サービスの見込量の推計

- ・ 高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、痴呆性高齢者数、新予防給付の対象となる者の数、施設サービスの利用対象となる者の数及び地域密着型サービスの利用対象となる者の数
- ・ これらの数の推計を踏まえた新予防給付、施設サービス、地域密着型

サービス、在宅サービス及び市町村事業に関するその利用見込量の推計が必要である。

(エ) 厚生労働省としての作業支援

(ウ) の事項については、第一義的には、介護保険事業の運営状況の分析及び評価や、当該市町村における介護サービスの提供に関する施策方針等を踏まえながら、各市町村で責任を持って推計することが原則となるが、推計の方法等について、厚生労働省として一定の方法をお示しすることができるかどうかは、現在検討中である。

なお、政策判断が入る余地が小さく、機械的に算出できるような事項（例：総給付費を基にした保険料額の算定の方法など）については、第2期介護保険事業計画作成に当たって厚生労働省からお示しした簡易な計算ソフト（いわゆるワークシート）を配布する方向で検討しているところである（ソフトを配布した場合においても、使用するか否かは、市町村の判断にゆだねられるものである）。

エ 地域福祉計画との整合性

第3期事業計画に沿って介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、地域密着型サービスの導入などにより、身近な生活圏域で高齢者の「生活の継続性」が確保されるようなサービス体制の整備を目指すこととなる。そのためには、介護保険などのフォーマルなサービスに加えて、見守りや助け合いなどのボランティアのような住民の自発的活動によるインフォーマルなサービスの活用が不可欠である。

こうした、住民をはじめとする地域の社会資源を開発・普及し、フォーマルなサービスとの連結を図るのが地域福祉計画である。

合併を予定している市町村を中心に相当数の市町村において、平成17年度以降、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画の策定が予定されている。

第3期事業計画の作成に当たっては、高齢者の生活圏域での生活の継続性の視点から、地域福祉計画作成担当部局と十分に連携を図りながら、両計画を整合性を持って作成する必要があるので、周知をお願いしたい。

才　被保険者・受給者の範囲に関する社会保障審議会介護保険部会での議論との関係

被保険者・受給者の範囲に関しては、今月以降、引き続き社会保障審議会介護保険部会において議論が進められることとなっている。このことは、第3期事業計画の作成にも大きな影響があることから、同部会における議論の進捗状況と、これに対応する第3期事業計画作成上の留意事項については、逐次情報提供することとしている。